

アトリエ利用の手引き

令和4年3月8日改正

1 目的 アトリエは、県民の皆様の創作活動を支援するための施設です。

2 概要

(1) 定員 ※定員は感染状況により変わることがあります。

部屋等名	定員	備考
アトリエ1	4	電気ロクロは4台設置
アトリエ2	2	定員には暗室利用者を含む
アトリエ3	10	
電気窯	1人～	電気窯の容積は0.38m ³

(2) 利用の基準

①アトリエ各室等は、次の作品制作についてご利用いただくものとします。

ただし、館の都合で利用できない場合もあります。

部屋等名	内容
アトリエ1	彫刻、陶芸等立体作品の制作。
電気窯	陶芸作品の素焼き、本焼き。
アトリエ2	銅版画、石版画等各種版画の印刷。
暗室	孔版画（シルクスクリーン）の焼き付け。
アトリエ3	絵画、版画、デザイン等の制作。

②利用者は、県内在住の個人（高校生以上）に限ります。

③制作に必要なものは、各自でご用意ください。

④電気窯の利用は、アトリエ1で制作したものを焼成する場に限りです。

(3) 利用時間及び使用料

部屋名	利用時間		利用日	備考
	10時～13時	13時～17時		
アトリエ1	220円	320円	火曜日、木曜日、日曜日	
アトリエ2	420円	520円	ただし休館日及び実技講座等の開講日を除く	暗室を含む
アトリエ3	220円	320円		

電気窯	利用日	備考
	アトリエ利用日（窯詰め） ※窯は実技講座等の関係で使用できない場合があります。	窯通電1時間・・・320円 (例) ・素焼き(9)時間 2,880円 ・本焼き(19)時間 6,080円

※各利用者が持ち込んだ電気器具用電気については、1kwあたり320円

(1kw未満の端数がある場合は1kw)

(4) 注意事項

- ①次の場合には、施設を利用できません。
- ア 美術館の管理運営上支障があるとき。
 - イ 施設等使用許可申請の内容に偽りがあるとき。
 - ウ 営利を目的とするとき。
 - エ 美術館における秩序または風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
 - オ 施設、設備、備品等を損傷し、または滅失するおそれがあると認められたとき。
 - カ 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織による利用もしくはそれらの組織の利益になる利用と認められるとき。
 - キ 当アトリエの使用目的に反する利用となるおそれがあると認められるとき。
 - ク その他美術館の施設を利用することが適当でないと思われるとき。
- ②次の場合には、利用の取り消し、停止等を行うことがあります。
- ア 上記の①に該当することが判明したとき。
 - イ 利用の権利を他人に譲渡したり転貸したりしたとき。
- ③利用者は、利用後利用した設備等を現状に復してください。また、制作したものと個人で持ち込んだものはその都度持ち帰ってください。

3 利用申込み

(1) 利用申込み期間

部屋等名	申込み期間
アトリエ1, 2, 3	使用日の2か月前から使用前まで
電気窯	使用日の2か月前から使用日の2日前まで

※受付時間は休館日を除く午前10時から午後5時までです。

(2) 利用申込み方法

- ① 利用の申込みは、別に定める「施設使用許可申請書」を提出することによって行ってください。(受付窓口は1階美術図書室カウンター)
- ② 利用希望者は、当該申請期間内に「施設使用許可申請書」を提出してください。
- ③ 使用料は、使用前に納入してください。一旦納入された使用料は、使用しなくなった場合でも全額もしくは一部お返しできないことがあります。

4 お問い合わせ

宮崎県立美術館 美術館図書室カウンター
〒880-0031 宮崎市船塚3丁目210番地
電話 0985-21-1685